

# 市県民税の申告相談受け付けを実施

## 市県民税の申告相談受け付け

▼申告期間 2月1日(水)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日を除く)

▼申告方法 市ホームページに掲載の市県民税申告書に必要事項を記入し、1月10日付のお知らせ回覧文書で指定する日時・会場で申告、または〒970-8686 市民税課へ

※申告期間中、同課窓口では申告を受け付けません。詳しくは、市ホームページで確認してください。

可能な限り郵送での申告をお願いします。



申告に必要なもの	対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶マイナンバーカード（お持ちでない方は、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しと、運転免許証などの本人確認書類）</li> <li>▶給与所得者や年金受給者は源泉徴収票など</li> <li>▶自営業や農家の方は収入金額や必要経費を記入した帳簿など</li> <li>▶国民健康保険税・介護保険料等の領収書、各種控除証明書、医療費控除の明細書など</li> </ul> <p>※事業所得に係る収支、年間の医療費などは、あらかじめ整理・計算してお持ちください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶給与支払報告書が勤務先から市に提出されていない方</li> <li>▶給与以外に所得があった方</li> <li>▶2カ所以上から給与の支払いを受けた方</li> <li>▶営業・農業・不動産などの所得がある方</li> <li>▶雑損・医療費・生命保険料・地震保険料などの控除を受ける方</li> <li>▶令和4年中に所得がなかった方</li> <li>▶非課税所得（障害・遺族年金、雇用保険、児童扶養手当など）があった方</li> </ul> <p>※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得が20万円以下の方で、所得税の確定申告をする必要がない方でも、控除を受けたい場合は、市県民税の申告が必要です。</p> <p>※確定申告をする方は、市県民税の申告は不要です。</p> <p>※申告の内容によって、税務署が開設する確定申告書作成会場に案内する場合があります。</p>



## いわき税務署から確定申告のお知らせ

○申告書作成会場を開設

▼開設期間 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日を除く)

▼開設時間 9時～16時

▼ところ イオンいわき店  
▼申告書作成の流れ ご自身のスマートフォンやタブレットで

▼作成に必要なもの スマートフォンやタブレット、マイナンバーカード、同カードの暗証番号

### ○注意点

- ① いわき税務署には作成会場を設けていません。
- ② 会場への入場には入場整理券が必要です。入場整理券は、会場で当日配布するほか、LINE（国税庁LINE公式アカウント）による事前発行が可能です。
- ③ スマートフォンなどをお持ちでない方でも申告書の作成ができます。

## 高齢者の障害者控除のお知らせ

介護保険課介護認定係 ☎22-7475

65歳以上の方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちでなくても、要介護認定（要支援認定を除く）を受けている方などのうち、障がい者に準ずる者として市の認定を受けた方は、所得税や市県民税の障害者控除を受けることができます。

※各地区保健福祉センターで認定の申請ができます。

○お問い合わせ  
市県民税の申告  
市民税課  
☎22-7426  
☎22-7427  
・確定申告  
いわき税務署  
☎23-2141